

議案第1号 定款の一部改正について

地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネット定款の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 社員</p> <p style="text-align: center;">(参加法人の義務)</p> <p>第12条 第8条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ本法人に意見を求めなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 地域医療連携推進評議会</p> <p style="text-align: center;">(構成)</p> <p>第37条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地域医療連携推進評議会の構成員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する地域医療連携推進評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。<u>ただし、補欠として選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 社員</p> <p style="text-align: center;">(参加法人の義務)</p> <p>第12条 第8条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ本法人に意見を求めなければならない。<u>ただし、(1)～(5)については、参加法人が本法人の医療連携推進区域において開設・管理する病院等又は介護施設等にかかるものの意見を聴くことで足りる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 地域医療連携推進評議会</p> <p style="text-align: center;">(構成)</p> <p>第37条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地域医療連携推進評議会の構成員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する地域医療連携推進評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

この定款の改正は、令和2年7月6日から施行する。